

小山市長

大久保 寿夫 様

要 望 書

小山市議会

令和元年東日本台風（台風第19号）の被害及び その対応に関する要望

令和元年10月12日から13日にかけて栃木県を縦断した東日本台風（第19号）は、関東・甲信・東北地方の各地で記録的な豪雨をもたらし、県内外で河川の氾濫や浸水などにより、甚大な被害が発生しました。

小山市内においても、床上・床下浸水の被害家屋が545棟にのぼったほか、河川や道路・上水道施設・公園・学校等の公共施設や、農作物、農業関連施設などが、大きな被害を被り、市民生活に大きな打撃を与えました。

こうした事態に対し、小山市では被災した市民への支援や、災害箇所の応急復旧に迅速に取り組み、市民生活の復興を円滑かつ適切に推進しており、その努力に深く感謝申し上げます。

この度の大雨災害は、4年前に発生した平成27年9月関東・東北豪雨に続いてのものであり、地球温暖化によって、こうした大雨災害の発生頻度は、今後ますます高くなるものと予測されております。

このようなことから、今回の大雨による被害の発生状況とその対応について検証し、将来の災害発生に備えるため、市議会として次の事項について要望いたしますので、真摯な検討と対応をお願い申し上げます。

記

- 1 災害対応・復旧に係る補正予算の内、専決処分によるものは、被害家屋の消毒や災害ごみの運搬、公共施設の復旧に要する調査に係る委託料など、真に急を要するものに限定し、それ以外のものに関しては、早急に臨時会を招集し、議会の議決を経て執行すること。
- 2 災害対応や排水強化対策の検討に当たっては、議会側の意見を聴取し、協議する機会をできるだけ早い時期に設けること。
- 3 この度の広範囲にわたる災害発生を教訓として、小山市単独ではなく、利根川流域全体で治水容量・貯水容量をどのように確保していくか、という広域的・根本的な視点での検討・取組を進めること。
- 4 河川敷の公園や運動施設については、度重なる洪水被害と復旧の状況を勘案し、その整備の在り方を改めて検討するとともに、河川敷以外の災害リスクのない場所への恒久的な運動施設の整備について、調査・検討すること。

令和2年3月18日

小山市議会議長 福田 洋一